

# 平成29年度「東南アジア青年の船」事業（第44回） 追加募集 応募要領

## 1 応募資格

「東南アジア青年の船」事業の日本参加青年に応募する者は、それぞれ、次の各条件を満たす者でなければならない。なお、本事業に参加申込みをした者は、平成29年度において内閣府が実施する他の青年国際交流事業へ応募することはできない。

- (1) 国籍及び年齢  
日本国籍を有し、平成29年4月1日現在、18歳以上30歳以下(昭和61年4月2日から平成11年4月1日まで)に出生)の者
- (2) 社会への貢献  
地域、職域、学校又は青少年団体等において、帰国後もその経験を生かして国際交流活動、青少年活動等を活発に行うことが期待できる者
- (3) 心身の状況  
心身が健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができる者
- (4) 知識及び技能  
日本の社会、文化等について相当程度の知識又は技能がある者
- (5) 訪問国への関心と理解  
訪問国に対して関心と理解がある者
- (6) 語学力  
事業期間中、定められた活動を円滑に行うことができる英語力を有する者
- (7) 事業全日程への参加  
事前研修、出航前研修、本体プログラム及び帰国後研修の全日程に参加できる者

## 2 欠格事由

次の各条件のいずれかに該当する者は応募することができない。

- (1) 本事業を含め、内閣府の行う青年国際交流事業(「国際青年育成交流」、「世界青年の船」等)に参加したことのある者
- (2) 国会又は地方公共団体の議会の議員の職にある者

## 3 募集期間

平成29年4月5日(水)～4月19日(水)

## 4 募集人員

39人(ただし、当初の募集期間との合計)

## 5 応募方法

### (1) 提出書類

- ア 参加申込書(様式1) 1通  
(パソコンのワープロソフトによる作成を推奨する。)
- イ 作文 1編  
(パソコンのワープロソフトによる作成を推奨する。)
  - a テーマ  
本事業の参加青年として参加することになった場合、  
事業の活動の中で何をしたいか  
帰国後その経験をどのように生かすか  
という点を中心に具体的に記述する。題名は自由に設定してよい。
  - b 字数  
1,200字以内(題名及び氏名は字数に含まない。)
  - c 書式  
縦A4判横書きとし、題名、氏名及び字数を明記すること。  
(別紙書式による作成を推奨する。)

ウ 健康診断書（様式 2） 1 通（平成 29 年 1 月 1 日以降受診のものに限る）

健康診断書については、様式 2 以外のものでも構わないが、必要項目及び注意書きは確認の上、提出すること。様式 2 にある項目のうち不足しているものがあれば、内閣府から追加診断を受けるように求めることがある。

提出書類の様式については、日本青年国際交流機構ホームページ  
(<http://www.iyeo.or.jp/ja/info/caoboshu/naiyou.html>) からダウンロードすること。

( 2 ) 提出先及び提出方法

応募者は、参加申込書及び作文をそろえて、日本青年国際交流機構へ郵送又は電子メールにより 4 月 19 日（水）（必着）までに提出すること。

健康診断書については、内閣府青年国際交流担当室へ 4 月 19 日（水）までに郵送により提出すること（提出が間に合わない場合は、事前の申し出があれば事後提出を認める）。

なお、平成 29 年度内閣府青年国際交流事業について、既に都道府県又は全国的青少年団体等に応募した者は、再度応募することができない。

内閣府青年国際交流担当室 〒100 8914 東京都千代田区永田町 1 6 1

日本青年国際交流機構 〒103 - 0013 東京都中央区日本橋人形町 2 35 14 東京海苔会館 6 階

Mail: caoboshu@iyeo.or.jp

( 3 ) その他

提出書類は、返却しない。

## 6 選考の流れ

( 1 ) 中間選考

日本青年国際交流機構の代表者（以下「推薦者」という。）が、書類選考を行う。

( 2 ) 第 2 次選考

内閣府は、推薦者からの推薦に基づき第 2 次選考の受験者を決定し、その受験者について、第 2 次選考を実施する。

ア 科目

a 面接試験

b 語学試験（英会話面接）

c 教養試験、小論文

イ 期日及び場所

期日：平成 29 年 5 月 28 日（日）

場所：中央合同庁舎第 8 号館（東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1）

ウ 経費

試験を受けるために必要な交通費、宿泊料等の経費は、本人の負担とする。

エ 通知

第 2 次選考の結果は、平成 29 年 6 月下旬までに内閣府から本人に直接通知する。

なお、第 2 次選考試験に合格した場合は、内閣府から通知する期日までに、本人の参加誓約書及び勤務先の雇用主等（学生にあっては、学長・学部長、ゼミ担当教員等）の参加確認書各 1 通を内閣府に提出しなければならない。

( 3 ) 最終選考

第 2 次選考合格者は、事前研修に参加する。

内閣府は、事前研修の結果を踏まえ、参加者を最終的に決定し、合格者に対して参加決定証を交付する。